

【町民のみなさまへ】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、
国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、
大紀町民の皆様全員に一人当たり 20,000円 分の商品券を無償で交付します。

◆商品券について

交付対象者	令和8年1月1日現在で住民登録をされている全大紀町民
交付方法	簡易書留にて各家庭の世帯主様宛に家族全員の分を郵送します。 (令和8年2月中旬から順次配達されます)
使用期間	令和8年3月10日(火)から令和8年12月31日(木)まで
利用店舗	町内の取扱店登録をした店舗で使用できます。店舗の一覧は商品券を送付する際に同封するとともにホームページでもお知らせします。

【事業所のみなさまへ】

新規で商品券取扱店舗の登録を希望される事業所様は、令和8年2月2日(月)までに、役場産業振興課(本庁)または、各支所窓口まで「商品券取扱店登録申請書」を提出してください(詳細や提出書類は大紀町ホームページをご確認ください)。

※令和2年度以降に登録済みで、引き続き取扱店を希望される事業所様は申請の必要はありません。

商品券・取扱店舗登録についての問合せ先：産業振興課 TEL 0598-86-2243

【物価高対応子育て応援手当】について

「「強い経済」を実現する総合経済対策」に関する補正予算が国会で可決され、0歳から高校生年代までのこどもたちに1人当たり 20,000円 の「物価高対応子育て応援手当」を支給することとされました。それを受け、大紀町も本手当の支給を行います。

◆支給対象者

児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する大紀町に住所を有する父母等
※対象児童は、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれた新生児も対象となります。

◆支給時期

令和8年2月から順次支給します。

※大紀町から児童手当を支給されている方へは、案内を郵送しますが、特に申請等の手続きは必要ありません。

※公務員の方は職場から配付される書類等により大紀町への申請が必要となります。

本手当についての問合せ先：住民課 TEL 0598-86-2217